

## 韓国在留の外国人(満12~17歳)への新型コロナワクチン3回目接種(ブースター接種)のご案内

初回接種(1回目、2回目接種)後、時間が経過した青少年(満12~17歳)の感染者が急増しており、持続して重症患者および死亡者が発生しています。従って青少年を新型コロナの感染による重症および死亡から保護するため、満12~17歳で韓国に在留する外国人を対象に、以下のように新型コロナワクチンの3回目接種を実施することをお知らせいたします。

### ■ 接種対象

- 満12~17歳の年齢層のうち、**韓国内または海外で初回接種を完了してから3ヶ月が経過した青少年**を対象とし、重症の危険性が高い**高リスク群は、予防接種を受けることを積極的に勧告**いたします。
  - ※ 新型コロナの感染歴がある青少年(満12-17歳)の場合は、成人と同様に3回目接種を勧告しません。

### ■ ワクチンの種類および接種間隔

- 青少年の3回目接種のワクチンはファイザーとなります。
- 満12~17歳の年齢層のうち、初回接種を完了してから3ヶ月(90日)が経過すると、3回目接種を受けることができます。但し、免疫低下者\*は2か月おきに接種します。
  - \* 免疫低下者は医療機関で診療確認書または主治医の意見書の発行を受け、管轄の保健所に提示すれば接種間隔を調整することができます。

### ■ 日程および接種場所

- 事前予約と当日接種は3月14日(月)から可能で、予約接種は3月21日(月)から接種を受けることができます。
- 接種場所は健康保険加入の可否とは関係なく、新型コロナの予防接種を行う医療機関や保健所または予防接種センターで接種を受けることができます。

### ■ 予約方法

#### 1. 韓国で初回接種を終えた満12~17歳の外国人

1) **登録外国人**：初回接種時と同様に、オンラインや電話で予約することができます。

- ① オンライン予約：新型コロナ予防接種事前予約システム(<https://ncvr.kdca.go.kr>)にアクセスし、本人および代理予約
- ② 電話予約：疾病管理庁コールセンター(☎1339)または地方自治体のコールセンターでの予約
- ③ 当日接種：医療機関の予備名簿(電話確認)に登録した後、当日接種

\* SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を通じた 残余ワクチンの予約は満14歳以上に限り可能

2) **未登録外国人(不法滞在の外国人を含む)**：初期接種時、保健所で発行された臨時管理番号を利用して、電話予約または接種機関(医療機関または保健所)に訪問して予約することができます。

#### 2. 海外で初期接種を終えた外国人(90日以下の短期在留の外国人を含む)

- 身分証を持参して最寄りの保健所を訪問し、臨時管理番号の発行を受けて海外での接種歴を登録した後、電話予約または接種機関(医療機関または保健所)に訪問して予約することができます。
  - \* 臨時管理番号の発行を受ける際には、パスポートや外国人登録証などの身分証の提示を求めません。

青少年の場合、接種の安全性および副反応のモニタリングのために保護者または法廷代理人の同伴が必ず必要です。(保護者が青少年と共に訪問し、本人確認した後に接種機関で予診票を作成)

\* 保護者が同伴できない場合、事前に接種施行の同意書および予診票を準備し、接種対象者が医療機関に提出

### ※ 参考

- 個人情報 は 予防接種の目的のみに使用され、**通報義務の免除制度に基づき 出入国・外国人官署へ不法滞在の事実などが通報されません。**
- その他の詳細は疾病管理庁の新型コロナ予防接種ホームページ(<https://ncv.kdca.go.kr>)を参考にしてください。